

十文字学園女子大学および女子短期大学
合格者および内定者への貸出冊数および貸出期間についての内規

第1条 図書館利用規則に基づき、図書館資料（これに準じるものを含む。以下同じ。）の十文字学園女子大学および女子短期大学合格者および内定者への貸出冊数および貸出期間について定める。

第2条 十文字学園女子大学および女子短期大学合格者および内定者（本学入学試験の合格通知書または内定通知書を受けた者をいい、所定の期間内に入学手続きをしなかった者または手続後辞退をした者を除く。）は、次に定めるところにより図書館資料の貸出を受けることができる。

第3条 一般図書については、次のとおりとする。この場合において、貸出冊数には、情報・資料センター室の貸出冊数を含むものとする。

3冊 2週間

貸出の更新は認めない。

利用者は、貸出を受けた図書館資料を、他人に貸与してはならない。

第4条 次の資料は、原則として貸出を認めない

貴重資料

参考図書

指定書

雑誌

紀要

視聴覚資料（CD-ROM およびビデオなどの映像資料）

新聞

法規・追録

その他禁帯出ラベルの貼付してある資料

第5条 館長は、図書館資料の貸出について、必要に応じ、次の措置をとることができる

貸出冊数の増減

貸出期間の延長または短縮

貸出資料の返却請求

附 則

この内規は、2001年4月1日から施行する。